

平成 20 年 3 月 11 日

教授会決定

## 神戸市看護大学研究倫理綱領

神戸市看護大学は、看護学の教育研究機関として、優れた看護専門職の育成ならびに看護学の発展と継承を目指す新たな知識と技術の探求をとおして、その成果を広く社会に還元することにより、地域医療をはじめ市民の健康と福祉の向上に寄与するものである。

本学に課せられたこのような使命と責務を果たすためには、研究者の主體的な研究活動の自由と自治が保障されることが前提にある一方、自由な研究活動は社会からの信頼と付託があつて初めて成り立つものである事を研究者自身が自覚し、その行動を厳正に律することが求められる。

このような理念のもと、本学は研究者の自律性に依拠し、すべての学術分野に共通する研究倫理に関する綱領を以下のとおり定める。神戸市看護大学において研究活動に携わるすべての者は、法令を遵守すべきことは言うまでもなく、定められた倫理綱領を遵守することによって社会的信頼を得られるよう努めなければならない。

### 1. 研究者の定義

「研究者」とは、すべての学問分野において、新たな知識や技術を生み出す活動、あるいはそれらの知識を活用する者をいい、教員のみならず、学生その他の者であっても研究に携わるときは「研究者」に含まれる。

### 2. 研究者の責務

研究者は、自らが生み出す知識や技術の質を保証する責任を有すると同時に、それらの専門的知識、技術、そして経験を活かして、時代や社会の要請に応え、社会の発展と、人々の健康と福祉に貢献するという責務を有する。

### 3. 研究者の行動

研究者は、研究の自律性が社会の信頼と付託があつて初めて成り立つものであることを自覚し、自らの専門的知識・能力・研究方法の開発ならびに維持向上に努めなければならない。

### 4. 研究活動における不正行為の防止

研究者は、研究の全過程において本倫理綱領ならびに「神戸市看護大学における研究活動に係る不正行為への対応に関する規程」に基づき、データの捏造、改ざんや文献の盗用などの不正行為を行わないことはもとより、研究データ・資料の適切な取り扱いと管理を徹底し、不正行為の発生を未然に防止するよう努めなければならない。

### 5. 倫理審査

研究者は、人間を対象とした研究においては本学の「教員の研究活動の倫理的指針」に従わなければならない。なかでも本学の共同研究費を使った研究については、必ず倫理審査を受けなければならない。

## 6. 研究費の適正な使用

研究者は、公的研究費（外部資金を含む）の使用に当たっては、本学「神戸市看護大学における公的研究費の適正な執行について」ならびに「神戸市看護大学における研究活動に係る不正行為への対応に関する規程」に基づき、研究助成（補助、委託）、目的等を最大限に尊重するとともに、各研究費に定められた助成条件や使用ルールを遵守しなければならない。

## 7. 研究の推進

研究者は、携わる研究の社会的ならびに学問的意義を吟味するとともに、積極的にその結果を公開し、当該学問領域における討議ならびに社会との対話に努めなければならない。

## 8. 研究対象者の権利擁護ならびに個人情報の保護

研究者は、個人情報、データ等の提供を受けて研究を行う場合は、それらの提供者に対し、研究の目的、収集方法等についてわかりやすく説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。また研究者は、研究のために収集した資料、情報、データ等で個人を特定できるものはこれを他に漏らさないこと、個人情報の保護に十分に留意し、必要な措置を講じなければならない。

## 9. 差別やハラスメントの排除

研究者は、研究活動のあらゆる局面において、各個人の人格と自由を尊重し、属性や思想信条による差別を行わない。また、研究上の優位な立場や権限を利用して、指導等を受けるものに不利益を与えるような言動をとってはならない。

## 10. 学生への配慮

研究者は、学生の研究指導にあたって、学生個人の基本的人権を尊重し、福利に配慮するとともに、学生の学ぶ権利を保証しなければならない。またそのために、研究指導に掛かる適切な時間的保証ならびに研究指導の質的保証に努めなければならない。

## 11. 動物の科学利用に関する配慮

動物を教育、実験研究その他の科学上の利用に供する場合には、「動物の愛護及び管理に関する法律」（平成18年6月1日施行法）に基づき、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わりうるものを利用すること、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により動物を適切に利用することに配慮しなければならない。

## 12. 安全管理

研究者は、研究用装置・機器、薬品、材料等を使用するときには、本学「神戸市看護大学毒物及び劇物管理要領」に基づき、安全管理に努めるとともに、研究の過程で生じた残渣物、使用済みの薬品、材料等について適正に処理しなければならない。

## 13. 大学の責務

本学は、本倫理綱領について周知徹底を図り、研究倫理に関する意識の啓発に努めるとともに、諸規定の整備その他必要な措置を講ずる責務を有する。